

令和8年度西目屋村空き家等除却促進事業費補助金制度のお知らせ

村では、村民の安全・安心で良好な生活環境を確保するため、老朽化した空き家を除却する方に対して、補助金を交付します。

■申請期間

令和8年4月1日から令和8年12月28日

(令和8年度の予算の範囲内に置いて先着順で受け付けます)

■補助対象物件

西目屋村空き家台帳に登録された空き家

■補助対象者

- ①補助対象物件の所有する方
- ②補助対象物件の所有者が死亡していた場合は、その相続人
- ③上記に規定する方から補助対象物件の除却についての同意を得た方

■補助対象経費

補助対象物件の除却に要する経費

■補助金額

補助対象経費の2分の1の額(限度額400,000円)

※1世帯1回限り

■問い合わせ先

西目屋村役場企画財政課 TEL:85-3080 FAX:85-3040